

## 「院内医療事故調査マニュアル（幻冬舎）」を発刊しました

中央区・清瀧支部 小田原良治  
(小田原病院)

本年、鹿児島県医療法人協会は創立55周年を迎えました。鹿児島県医療法人協会創立55周年記念事業の一つとして、「院内医療事故調査マニュアル（幻冬舎）」を発刊しました。同書は、2015年9月25日に第1刷を発行した日本医療法人協会「医療事故調運用ガイドライン」の姉妹編です。マニュアル発刊は、日本医療法人協会東京都支部（伊藤雅史支部長）との合同事業です。作成委員会委員長は、坂根みち子医師（現場の医療を守る会代表世話人）にお願いし、第一線で活躍している弁護士諸氏及び医療事故調運用ガイドライン作成委員会メンバーとしました。

平成27年3月20日、「医療事故調査制度の施行に係る検討会」での検討の結果が取りまとめられ、これを受け、同年5月8日、医療法施行規則、医政局長通知が出され、10月からは医療事故調査制度が施行されました。私は、9月25日、日本医療法人協会医療事故調運用ガイドライン作成委員会編「医療事故調運用ガイドライン（へるす出版）」を出版し、医療事故調査制度の正確な理解と冷静な対処を求めて来ました。同書は、裁判所はじめ多くの機関の蔵書として活用されてきていると思われますが、院内医療事故調査を行うに際し、更なる指標が欲しいとの声を耳にしてきました。医療事故調査の指針については、いくつかのガイドラインが出されていますが、日本医師会の「研修ワークブック 院内調査のすすめ方」、医療事故調査・支援センターの「センター調査報告書作成マニュアル」等を参考としましたが、これらの指針に示されている『評価』等の項目や、「外部委員の意見の偏重」等、必ずしも現場感覚と一致せず、



医療法人協会の見解と一致しないものが見受けられます。今回のガイドラインは、医療現場に混乱をもたらさないように、極力、日本医師会「研修ワークブック 院内調査のすすめ方」や「センター調査報告書作成マニュアル」と整合性を持たせつつ、日本医療法人協会「医療事故調運用ガイドライン」を基礎に作成しました。

本マニュアルは、「院内医療事故調査の流れ」と「院内事故報告書作成」の2つの視点から、実務に使いやすいように解説しています。青い表紙の上品な装丁で仕上がりました。また、現場が使いやすい良いマニュアルができ上がったと思っています。

本書は、医療事故発生という緊急事態はもちろん、日頃、気を付けるべきことを知るという観点からも有意義な書であると思います。ぜひとも、手元に1冊、座右の書として備えられることをお勧めします。